

通信制大学に直面する機会が必要か

ーメディア授業制度化をめぐる政策と通信制大学の取組からの一考察ー

梅川 紗綾

1. はじめに

大学通信教育設置基準第3条によると、現在の通信制大学における授業の方法は、①印刷教材等による授業、②放送授業、③面接授業、④メディアを利用して行う授業の4種類存在する。さらに、第6条によると、「卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。」と規定されている。筆者の関心は、通信制大学の学士課程教育において、卒業に必要な単位のすべてをメディア授業により修得が可能である点について、制度化当時（1998、2001年）の状況やその目的がどのように捉えられ、現在の学生像を鑑みても問題ない制度の検討がなされたかにある。

まず、メディア授業の語について整理したい。鈴木（2020：36-37）は「2020年3月以降、文部科学省から出される一連の通知・事務連絡等で使われている用語は、一貫して『遠隔授業』であり、また『遠隔授業』は、その制度化を提言した大学審議会答申で使われていた用語」であることを指摘した。さらに、「大学設置基準第25条第2項は『大学は、（略）前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる』と規定しているだけで具体的な名称は示していないが、大学通信教育設置基準第3条が、大学設置基準第25条第2項の方法による授業のことを『メディアを利用して行う授業』と定義しているので、法令上は『遠隔授業』ではなく、『メディアを利用して行う授業』が正式名称のはずであり、『メディア授業』は、その短縮形である」ことを示した。このように、文部科学省から発出される文書内でも用語が不統一であるが、本研究では法令上正式名称とされる「メディアを利用して行う授業」を「メディア授業」と表記する。

通信制大学において、教職員や学生間で直接会ったり、相互の交流を行う唯一の必須の機会であった面接授業は、2001年3月の大学通信教育設置基準の改正により選択制のものとなり、その機会をメディア授業によって代えることが可能となった。制度の導入は生涯学習やグローバル化を目的とした通学制大学のメディア授業導入に伴っており、2001年当時、通信制大学の若年層の学生の割合は下降傾向であった。

本稿は、通信制大学において面接授業と制度上代替できることとなっているメディア授業の制度化をめぐる議論と、直接対面する機会を与えることまたは補完する通信制大学における取組を検討することにより、現在の学生像を鑑みても問題ない制度の検討がなされてきたのかに

について考察する。2 節では通信制大学における学生像と面接授業の目的と考えられてきた人格や人間形成について整理し、3 節ではメディア授業導入時の政策検討の変遷を整理することと、特に青年期の学生や社会人経験のない学生の人間形成のために必要と考えられてきた面接授業により対面する機会、またはそれを補完する方策がどのように捉えられてきたかを考察する。4 節で通信制大学において直接対面する機会を与えることまたは補完のために行われている取組について検討し、5 節でまとめを行う。

2. 通信制大学の学生像と人間形成

学校基本調査によると通信制大学の正規の課程に通う大学生の 18～22 歳の割合は 1992 年にピーク（25.4%）を迎えたのち下降を続け、2013 年に最も低く（8.6%）なり、その後毎年ポイント上昇を続け、2023 年には通信制大学における 18～22 歳の割合は 18.4%、23～24 歳が 6.2%である。同年の職（教員、公務員、会社（商店）員・銀行員等、個人営業・自由業）を持たない学生も無職 25.6%、その他 25.3%と半数程度在籍している。私立大学通信教育協会の「入学者調査」2022 年度によると、最終学歴が高校卒業の学生は 29.1%（私立大学通信教育協会 2023a: 4）と既に大学を卒業している学生ばかりではないこともわかる。このように、近年、通信制大学は青年期や社会人経験がないと推察される学生も一定程度在籍している。これらの学生には対面による人間形成の教育機会も必要であると考えられるが、通信制大学において教職員や学生間で直接対面する唯一必須の機会であった面接授業の制度は 2001 年 3 月の大学通信教育設置基準の改正以降、選択制となった。

直接対面するスクーリング（筆者注：面接授業）の良さとして、私立大学通信教育協会の「第 10 回学生生活実態調査」（2021 年度）において通信制大学生は「学友との交わり」（56.9%）、「直接講義で通信学習の不足を補う」（39.7%）、「直接指導が受けられる」（37.0%）等を挙げた（私立大学通信教育協会 2023b）。また、面接授業の意義について、石原ほか（2016: 70-71）は「大学基準協会の『大学通信教育基準』および省令としての『大学通信教育設置基準』における面接授業に係る規定の変遷」を調査し、「どちらも基準そのものに大きな変化は見られない」ことを示す一方で「とりわけ『大学通信教育設置基準』にあつては、数次の申合せ、ならびに改訂時の解説を検証することで、面接授業の在り方が大きく変容、変質している」ことを示した。「そもそも人格の陶冶をめざし、一定の年数あるいは期間を学園で生活させることを目的として面接授業が卒業要件として課された」と学生の人格の陶冶すなわち人間形成を目指し、一定期間学園生活をさせることが目的とされていたが、「これを 4 年（4 回）に分割し、通算 1 学年分以上に相当させることが認められ」、その条件として当初は実施時期を「分割するにしても、毎回相当長期（昼間 6 週間、夜間 10 週間）にわたり、かつ 1 期間につき修得できるのは最高 8 単位というキャップ制が設けられ」、実施場所は「当該大学の校舎に限られ」ていたが、やがて「学園生活や人格の陶冶という趣旨・目的が消え」、「標準となる期間が半分に短縮され」、「1 期間で修得できる履修単位の上限（キャップ制）が外れ、短期間で分割実施も認められ」、「学外での実施も可能になり」、「具体的な実施方法は各大学の自主性に委ねられることになり、結局、後に残ったのは 30 単位分の授業時間数の消化だけといったら言い過ぎだろうか。」と当初の目的とされた人間形成の目的が消え、各大学の自主性に委ねられるようになったことを考察

した。

前述の通り、通信制大学における学生に占める若年層の学生割合は近年再びポイントが上昇し、青年期や社会人経験のない学生も一定程度在籍する。一方で通信制大学における面接授業の規制緩和は続き、認証評価においても各大学に委ねられている。近年の若年層の学生割合の増加の中で、通信制大学においても人間形成のための取組は重要であると考えられるが、そもそも通信制大学において卒業に必要な単位のすべてをメディア授業より修得が可能である制度はその目的をどのように捉え、現在の学生像を鑑みても問題ない制度検討がなされていたらうか。

3. 通信制大学におけるメディア授業制度化をめぐる政策の変遷

メディア授業の導入に大きく関わると考えられる大学通信教育設置基準の改正は 1998 年 3 月、2001 年 3 月の 2 回、大学設置基準の改正は 1998 年 3 月、1999 年 3 月、2001 年 3 月の 3 回である。これらの設置基準の変遷と導入時の目的となった事柄を表 1 に示す。1998 年 3 月には通信制、通学制ともに改正があり、同時双方向型のメディア授業が授業の方法として認められ、通信制では面接授業で修得する 30 単位以上のうち 10 単位まで放送授業又はメディア授業で代えることが可能となり、通学制では 30 単位までメディア授業で修得することが可能となった。1999 年 3 月は通学制のみ改正があり、60 単位までメディア授業で修得することが可能となった。2001 年 3 月には通信制、通学制ともに改正があり、同時双方向型に加えてオンデマンド型

表 1. 通信制・通学制大学の卒業要件と導入の目的

授業の方法	時期	面接授業	メディア授業		放送授業	印刷教材等による授業	メディア授業導入の目的	
メディア授業の種類	—	—	同時 双方向型	オンデ マンド型	—	—	—	
大学通信教育 設置基準 （通信制）	以前	30単位以上	—		（面接授業により修得する）30単位以上のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる	○	—	
		○	×	×	○			
	1998年 3月改正	30単位以上	（面接授業により修得する）30単位以上のうち10単位までは、放送授業又はメディア授業により修得した単位で代えることができる			○	生涯学習	
		○	○	×	○			
	2001年 3月改正	30単位以上	（面接授業により修得する）30単位以上のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる			○	生涯学習、 グローバル化 （単位互換）	
		○	○	○	○			
大学設置基準 （通学制）	以前	124単位	—		—		—	
		○	×	×				
	1998年 3月改正	94単位以上	30単位まで					生涯学習
		○	○	×				
	1999年 3月改正	64単位以上	60単位まで					単位互換
		○	○	×				
	2001年 3月改正	64単位以上	60単位まで					生涯学習、 グローバル化 （単位互換）
		○	○	○				

清水 (2002)、大学審議会 (1997)、大学審議会 (1998)、大学審議会 (2000)、私立大学通信教育協会 (1999) より
筆者作成

表 2. メディア授業の要件

次に掲げる要件を満たすもので、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。 1 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時に双方方向に行われるもの 2 授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において、履修させるもの	通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。 1 同時かつ双方方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの 2 毎回の授業の実施にあたって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの	通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。 1 同時かつ双方方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの 2 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの
平成10年文部省告示第46号 (1998年3月31日)	平成13年文部科学省告示第51号 (2001年3月30日)	平成19年文部科学省告示第114号 (2007年7月31日)

文部省（1998a：12）、文部科学省（2007）より抜粋し筆者作成
下線部は前回改正時から内容が変更された箇所を示す

のメディア授業も授業の方法として認められ、通信制では面接授業又はメディア授業で 30 単位以上を修得することが可能となった。また、メディア授業が制度化されるにあたり、メディア授業が面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであることが求められたが、その要件として示された内容を表 2 で示す。1998 年 3 月には同時双方方向型のメディア授業の要件として、メディアと場所が規定され、2001 年 3 月にはオンデマンド型のメディア授業の要件として毎回の授業にあたって指導を併せ行うことが追記された。2007 年 7 月には、毎回の授業にあたって併せ行う指導の方法がさらに明確化された。

ここまで法令の変遷を見てきたが、それぞれの改正に深く関係する答申等についてこの後検討する。3.1 では 1998 年 3 月改正前の 1997 年に大学審議会から『「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）』（以下、遠隔授業答申）、吉田（2005：6-10）が 1998 年の大学設置基準の改定およびそれ以降の制度的変化を導いた基礎となったとする『マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方について』（マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方に関する懇談会 1996）とその議論を引き継いだ『マルチメディア教育部会における審議の概要—「遠隔授業」の大学設置基準における取り扱い等について—』（大学審議会マルチメディア教育部会 1997）について検討する。3.2 では 1999 年 3 月改正前の 1998 年に大学審議会から『21 世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学（答申）』（以下、21 世紀答申）を検討し、3.3 では 2001 年 3 月改正前の 2000 年に大学審議会から発出された『グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）』（以下、グローバル化答申）から通信制大学のメディア授業制度化の変遷を追う。3.4 では、インターネット等のみを用いて授業を行うインターネット大学（特区 832）の全国展開に伴い、改めて通信制大学の「対面性」について検討された大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議による検討結果の報告である『インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業の全国展開について（検討

結果)』(中央教育審議会大学分科会 2013a) から対面性の補完について検討する。なお、本論文における「対面性」の語にはオンライン等による疑似的な対面の機会は含まず、実際に会って顔を合わせる、いわゆる面接授業のような場面における関係性などのことを指す。

3. 1. 通学制との均衡から放送授業と同価値となった通信制大学のメディア授業

『マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方について』(マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方に関する懇談会 1996) は 1995 年 12 月に設置された「マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方に関する懇談会」による議論の成果(吉田 2005: 6)であり、マルチメディアの活用に関する基本的な考え方とマルチメディアを活用した高等教育の推進方策が論じられている。推進方策には、制度の見直しが 4 点挙げられ、そのうちの「通信制の高等教育機関における新しい授業形態」では「通信制の高等教育機関において、衛星通信やインターネット等のマルチメディアを活用した新しい授業形態を行う場合に、その制度上の位置づけを検討すべきである」ことが提言された。提言に当たっての考え方として、通信制大学における面接授業の趣旨や効果は「印刷教材による授業では、十分な学習効果が期待できない科目への対応」、「教員との触れ合い、学生間の交流による人間形成」の 2 点が示され、放送授業の実績に触れ、「これまで、『印刷教材による授業』が中心であったが、放送大学が『放送授業』を開始して 10 年以上にわたって実績を上げており、また、近年(筆者注: 1996 年からみた近年)、通信衛星による『放送授業』を行う大学も見られるようになってきた」こと、学習ニーズとして「生涯学習ニーズが高まること」や、それに対応するため「社会人等が大学通信教育を受講しやすく、学習意欲を継続させやすい環境の整備が求められる」ことが挙げられた。また、「マルチメディア技術の進展により、学習形態の多様化と効率化が両立し得る状況になってきたので、通信教育の授業の形態について、多様な学習の在り方を認める方向で検討する必要がある」と技術の進展から多様な学習の在り方を認める方向で検討する必要性について提言され、通信制大学の学生像の多様さの例として、「過去の学習経験が多様であること」、「通学に困難なところに住んでいることもあること」が挙げられ、一律に面接授業を卒業要件とすべきかどうか検討することが必要とされた。さらに印刷教材による授業を中心としている現在の通信制大学の在り方、生涯学習社会における多様な学習ニーズも考慮する必要があることを示し、大学審議会において、今後の大学通信教育をどう考えるかの課題の一つとして、「マルチメディアを活用した新しい授業形態の通信教育への位置づけについて議論されることを期待する」こととされた。

その後、議論を引き継いだ大学審議会マルチメディア教育部会は 1997 年 9 月に『マルチメディア教育部会における審議の概要―「遠隔授業」の大学設置基準における取り扱い等について』(大学審議会マルチメディア教育部会 1997) を発表した。「マルチメディアの授業への活用の状況」として、高等教育機関が行うメディア教育として想定される既存事例として、離れたキャンパス間を双方向接続した授業、企業や社会教育施設などに向けた公開講座、研究指導等への活用が示された。通信制大学では放送大学の通信衛星デジタル放送を利用した全国放送の開始準備、衛星通信と ISDN 通信回線を結んだ独自の教育メディアを活用してパソコン映像等により教員の授業を各地の授業に配信するとともに、電話等も通じて学生からの質問等にも対応できるよう配慮した形態での放送授業の実施等が例示された。すなわち、1997 年当時想

定された同時双方向型のメディア授業は現在一般的な学生が各々の端末からインターネットを用いてアクセスする Web 会議システムを用いた形態ではなく、教室等へハード機器として設置された設備としてのテレビ会議システムを用いた形態が想定されていた。

同審議の概要の中で「通信制の高等教育機関における授業の方法等の考え方」の「卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い」では、卒業の要件として求められる 30 単位以上の面接授業の修得のうち、メディア授業により修得した単位によることができる単位数は、当面、放送授業と合わせて 10 単位までとすることが適当であるとされた。その理由は、通学制大学におけるメディア授業が卒業の要件である 124 単位のうち、当面 30 単位を上限として修得させることとした取扱いとの均衡、現行の大学通信設置基準における放送授業の取扱い、面接授業の意義を考慮したためであった。ここでも一律に面接授業 30 単位以上を卒業の要件とするものの妥当性について検討がなされ、学生の多様性や通信教育の方法の進展を踏まえ一律に卒業要件とする必要はないという意見がある反面、教員・学生間の触れ合いといった点で重要性が高いと相反する意見があることが示された。情報通信技術の進展に伴い、学生の学習効果をより高める工夫がされつつあるが、大学審議会マルチメディア教育部会(1997)公表時点においては、面接授業は他の授業方法では代替しがたい効果を有するものであるとされた。大学審議会の遠隔授業答申においてもここまで述べてきたマルチメディア教育部会と同様の考え方が示され、1998 年 3 月に改正された大学通信教育設置基準は表 1・2 で示す内容となった。改正時、文部省(1998b: 14)にはメディア授業の修得単位数に関する Q&A が掲載された。「Q6. 通信制の大学では、10 単位を超えて、マルチメディアを活用した『遠隔授業(筆者注: メディア授業)』を実施できないのか。」に対する回答は、「A. 『面接授業』により履修する 30 単位のうち、『遠隔授業(筆者注: メディア授業)』により修得することができるのが 10 単位までということであり、それ以外の部分については、設置基準上は、単位の制限なく『遠隔授業(筆者注: メディア授業)』を実施することが可能である。しかしながら、『遠隔授業(筆者注: メディア授業)』は、『面接授業』と同様に、キャンパスなどに通って授業を受ける通学型の授業形態であるため、そもそも通学に困難を伴う学生のための通信制の大学で多くの『遠隔授業(筆者注: メディア授業)』を開設することは非現実的である。」であった。通信制大学において面接授業で修得すべき 30 単位以上のうち、代替できる単位数としての放送授業又はメディア授業に制限があるだけでメディア授業を 10 単位以上履修しても問題がないこと、一方で通学に困難を伴う学生像が想定されるために、教室等へハード機器として設置された設備を用いたメディア授業を開設しても、制限なくメディア授業で履修させるのは非現実的であることが示されたといえよう。

以上のように、1998 年 3 月の改正において実施可能となったメディア授業は、同時双方向型であるが、機器の整備された教室と教室、研究室又はこれらに準ずる場所を結ぶ通学して履修する授業が想定され、通学制大学では単位互換による修得単位数の上限と合わせて 30 単位まで履修が可能となった。通信制大学では、通学制大学のメディア授業の取扱いとの均衡、現行の放送授業の取扱い、面接授業の意義を考慮し、メディア授業の履修単位数に制限はないものの、面接授業を代替できるのは放送授業とメディア授業で 10 単位までとされることとなった。

3. 2. 単位互換のために拡大された通学制大学のメディア授業

1999 年 3 月の大学設置基準改正前には大学審議会から 21 世紀答申が出された。このとき、

通学制大学におけるメディア授業の上限単位数の根拠とされた単位互換及び大学以外の教育施設等における学修で単位認定できる単位数の上限を、入学前と入学後それぞれ 30 単位とされている取扱いを改め、入学前後に関わらず合わせて 60 単位に拡大するよう大学設置基準を改正することが提言された。これと合わせてメディア授業で修得できる単位数も 30 単位から 60 単位を上限とすることが提言された。目的は学生の選択の幅を広げ、国内及び海外の大学間のより一層の連携・交流を可能とすることであり、単位互換の制度改正に伴い、メディア授業においても同一大学内の分散キャンパス間で行われることや他大学との間で単位互換として行われることが想定された。大学審議会から提言された単位互換の拡大に伴うメディア授業の単位数拡大は、平成 11 年 3 月の大学設置基準改正で実現し、通学制大学において実施できるメディア授業の単位数は 30 単位から 60 単位に引き上げられた。

3. 3. 生涯学習とグローバル化を背景に面接授業と同価値となった通信制大学のメディア授業

2000 年に大学審議会から出されたグローバル化答申は、2001 年 3 月の大学通信教育設置基準、大学設置基準の改正前に出された答申である。同答申では、通信制、通学制を含めた「大学教育における情報通信技術の活用の在り方」の「基本的考え方」として、「大学は、単に知識を教授するだけではなく、人格形成期にある青年期の学生にとっては、教員や他の学生との触れ合いや相互の交流を通じて人間形成を図る大切な場であるという考え方に立って、キャンパスにおいて直接の対面授業（筆者注：面接授業）を行うことを基本としており、この重要性は今後とも変わることはない。」と人格形成期にある青年層の学生を指し、人間形成を図ることを目的とし、教員や他の学生との触れ合いや相互の交流の場を提供することが重要であるとした。その一方で、「衛星通信やインターネット等の情報通信技術を大学教育において活用することは、教育内容を豊かにし、教育機会の提供方法を変え、大学教育への一層のアクセス拡大に資するものであり、新しい社会的価値観の健全な創出に重要な役割を果たすものである。」と教育内容を豊かにすることや、この後に示す生涯学習ニーズや海外等のアクセス拡大が目的であることを示した。さらに、「遠隔授業（筆者注：メディア授業）のあり方の見直し」として、「遠隔授業（筆者注：メディア授業）については、後述するように、既にテレビ会議式の授業が一定の要件の下、直接の対面授業（筆者注：面接授業）と同様に取り扱われているが、近年（筆者注：2000 年からみた近年）の急速な情報通信技術の発達とその普及により、インターネット等の情報通信技術を活用した授業（以下、「インターネット等活用授業」という。）についても、きめ細かな学習指導が行われることにより、全体として直接の対面授業（筆者注：面接授業）と同等の教育効果を確保することができると考えられる。」とした。「大学は、（中略）キャンパスにおいて直接の対面授業を行うことを基本としており」とやや通信制大学のことを無視した書きぶりであるが、インターネット等活用授業、すなわちオンデマンド型のメディア授業がきめ細かな学習指導が行われることにより、面接授業と同等の教育効果を確保することが可能であるとされた。さらに情報通信技術活用の可能性として、「学生が必要なときに情報を引き出して自らのペースで学習を進めたり、電子メール機能等を活用して適時に教員との間や学生相互で意見交換を行ったりする」ことを例に挙げ、学習者主体の学習を促進する可能性も示された。

また「通信制における扱い」では、「通信制の大学においては、通学制の場合と同様に、人間形成に資するなどとの考え方の下、卒業に要する単位のうち 20 単位以上は直接の対面授業（筆

者注：面接授業）によることとしているが、このような対面教育の併用は、今後とも重要である。」と通信制においても人間形成に資するため面接授業を例とした対面教育の併用が重要であるとした。さらに、「直接の対面授業（筆者注：面接授業）には、教員と学生や学生相互の触れ合いなどによる人間形成の効果があると考えられることから、高等学校を卒業して実社会での職業経験を経ずに大学教育を受ける青年期の学生などに対しては、各大学の定める範囲内で、直接の対面授業（筆者注：面接授業）を履修させる機会を与えることが望ましい。」と職業経験を経ていない青年期の学生などに対して、面接授業を履修させる機会を与えることが望ましいとされた。その一方で、「通信制は、そもそも職業人など通学が困難な者に対して広く高等教育の機会を開く観点から設けられた教育提供の形態」とそもそも通信制は通学が困難な者に高等教育の機会提供を行う観点から設けられた教育提供の形態であることを根拠に、「一定の単位を直接の対面授業（筆者注：面接授業）により修得することは、とりわけ職業人などにとっては必ずしも容易ではなく、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上では改善の余地があると考えられる。」と生涯学習を推進の目的の上では改善の余地があることが提言された。

さらに、生涯学習推進以外の目的として、「通信教育によって得た外国の大学の単位・学位の取扱い」、「通信教育による我が国の大学教育の海外への提供」が示された。外国に在住し当該国の大学で修得した単位は単位互換制度により一定限度で日本の大学の単位として認定することは認められているが、日本にいながらインターネット等を通じて修得した外国の大学の単位について現行制度上単位として認定することは認められていないこと、また、大学院の入学資格が課題とされた。外国の教育制度において認められている場合に、一定の要件下で同様に扱うことが提言された。反対に、外国にいながら日本の大学の単位を修得することについても、現行制度上想定されていないが、インターネット等を活用して海外に大学教育を提供することが可能であることを明確にする必要があることも示された。この他にも、「情報通信技術の活用による授業時間外の学習支援」として、単位の実質化を図るために情報通信技術を活用し、学生の授業時間外の学習支援に努めることも望まれた。

ここまでの議論から、生涯学習と大学教育のグローバル化を背景として、インターネット等活用授業が推進されてきたことがわかる。2000年当時の通信制大学の学生像として、18～22歳の学生割合は1992年のピークから下降傾向であり、生涯学習の推進から広く高等教育の機会を開くことが重視されたことが窺える。当時の検討においては、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえることを通信制本来の役割としたこと、グローバル化によるインターネットを通じて外国の大学で修得する単位や外国から日本の大学において単位を修得することの取扱いについてもこの制度により解決しようとしたことが窺える。言い換えれば、青年期の学生が人間形成に資するため、対面教育の併用は今後とも重要であり、技術の発展によりメディア授業で人間形成が可能となったから制度が整備されたわけではない。また、単位の実質化を図るための情報通信技術の活用による授業時間外の学習支援も望まれることとなった。このような議論を経て、2001年3月には設置基準が改正され、通信制、通学制ともにオンデマンド型のメディア授業が認められ、通信制大学においてはこれまで面接授業で修得することが求められた30単位以上について、面接授業又はメディア授業で修得することができることとなり、卒業に必要な単位のすべてをメディア授業により修得することが制度上、可能となった。

3. 4. インターネット大学の対面性を補完する同時双方向型の教育活動と卒業に必要な単位外で行う面接授業

通信制大学における「対面」の意義について一度検討された機会が、特区 832 の全国展開に関する検討である。特区 832 は「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」のことであり、「教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学については、大学通信教育設置基準の校舎等面積の基準によることなく設置を可能とする」（中央教育審議会大学分科会 2013b）特例措置である。インターネットのみを利用して授業を行い、校地面積の優遇を受ける特殊な通信制大学についての議論であるが、通信制大学における「対面性」が議論されたためここで取り扱う。特区 832 の全国展開の議論の中で、2012 年 7 月に設置された「大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議」では、大学通信教育をはじめ、大学における情報通信技術を活用した教育にかかる実態把握や課題整理を行い、大学教育の改善・充実を図ることが目的とされ、特に特区 832 が 2012 年 4 月の構造改革特別区域推進本部の決定において 2013 年度中を目途に全国展開を行うことが求められる中で「規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的見地から検討を行う」条件が付けられたことから、インターネットのみを利用して授業を行う通信制大学で「対面性」を補完する方策の議論が求められた。審議の結果は中央教育審議会大学分科会（2013a）にまとめられた。「対面性を補完」する方策として、同時双方向での授業の実施では、一定数の単位をこの方式で取得させるべきという意見が出た一方で、実施コスト、監視コスト、社会人の再教育の観点から難があるため、真に教育効果を発揮する卒業論文の指導、オフィスアワー等、すなわち学位の授与に際し、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべき場面に絞り、同時双方向の教育活動を適切に取り入れるべきことが示された。また、高校を卒業した後、社会人を経験せずに入学してくる者も相当数いるので、適切な指導のために、教育課程外で面接や集団活動の機会を設けるなど、教育上の配慮を求めることが望ましいことが示され、インターネット大学においても、面接授業を実施することは差し支えないが、卒業に必要な 124 単位には算入できないこと、また、面接授業を含む対面の機会については、その実施科目、実施時期、実施場所等をあらかじめシラバスで示す必要があることが示された。これらの審議を経て、2014 年 4 月に特区 832 の全国化、すなわち教育研究に支障がないと認められる場合、インターネットのみを利用して授業を行う大学については、校舎等面積の基準によることなく設置を可能とする大学通信教育設置基準の改正がされた。審議の過程において、インターネット大学において、対面性を補完しうる方策として、同時双方向型の教育活動を行うこと、面接授業を卒業に必要な単位外で行うことの 2 点が示された。

3. 5. まとめ

大学通信教育設置基準におけるメディア授業に関する政策の変遷から、面接授業がこれまで担ってきた人間形成を目的とした青年期や社会人経験のない学生に対する直接対面する機会は、マルチメディア技術の進展で、メディア授業によりその目的を果たすことができるようになり、卒業に必要な単位のすべてをメディア授業で修得させることが可能になったわけではなかったことが窺える。

1998年3月の改正では、同時双方向のメディア授業は教室と教室・研究室又はこれらに準ずる場所を結ぶものが想定されていたことと、通信制大学の学生像として社会人による生涯学習のニーズや通学に困難な居住地の学生のことが考慮されたものの、メディア授業が面接授業を代替できるものではないと判断され、放送授業と同価値のものとなった。2001年3月の改正では、生涯学習と大学教育のグローバル化を背景として、インターネット等を活用した授業の導入が検討され、オンデマンド型のメディア授業が認められた。当時の検討における導入の目的は、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえることと、グローバル化による単位認定の問題解決のためであった。このときも青年期の学生に対しては人間形成に資するために面接授業を例示し、対面教育の併用は今後とも重要であるとされ、メディア授業において人間形成が可能となったから卒業に必要な単位のすべてをメディア授業により修得可能となったわけではない。このとき、単位の実質化を図るため情報通信技術の活用による授業時間外の学習支援も望まれた。2014年4月の改正においては、教育課程内で面接授業を行えないインターネット大学の全国展開における議論の中で対面性の補完に関する議論がなされた。インターネット大学の対面性を補完するのは同時双方向型の教育活動と卒業に必要な単位外で行う面接授業であることが示された。

まとめると情報通信技術の進展によりメディア授業は全体として面接授業と同等の教育効果が確保されると評価される状況を作ることとは可能となったと考えられていた。一方、メディア授業の導入の背景には生涯学習や大学教育のグローバル化があり、審議の中でいずれも青年期の学生や社会人経験のない学生には直接対面し、教員との触れ合いや学生間の交流による人間形成が重要であるとされ、メディア授業でそれが実現できるとは言われていない。このように、若年層の学生における対面性の課題については、メディア授業や情報通信技術を用いた解決策が示されたとは考えにくい。生涯学習やグローバル化の目的を果たすことが優先され、通信制大学は卒業に必要な単位のすべてを制度上メディア授業により修得が可能となったといえる。

4. 通信制大学における直接対面する機会を与えるまたは補完する取組について

政策の検討過程において、青年期の学生や社会人経験のない学生には直接対面することやそれを補完するオンラインの教育活動の必要性が示されてきた。では、現在の通信制大学においてそのような教育は行われているだろうか。3.1、3.3 で示した直接対面する「面接授業」いわゆるスクーリングの多様な取組、3.4 で示した同時双方向型の形式で行われる教育活動の実施、またその他の実際の通信制大学での取組についてここでは示す。

山鹿ほか（2022：52-55）は公益財団法人私立大学通信教育協会が発行する2022年度版の『大学通信教育ガイド 大学・短大編』と協会非加盟校（9校）のWebサイトの記述を利用し、スクーリングを分類している。この中で、面接授業としての実施形態は時間（昼間、夜間）、時期（通年型、特定時期型）、場所（本校キャンパス型、本校外キャンパス型、特定会場型）に分類されている。例えば、通信制大学にインタビュー調査を行った田口ほか（2023：106）は、日本大学通信教育部は「学生の多様なニーズにこたえるため」に、「毎日通える昼間スクーリングや夜間スクーリング、夏期スクーリング、地方スクーリングなど、様々な場所・時期・頻度によるスクーリングの方法を提供している」ことを示した。特に昼間スクーリングは、「通学制と同じように学べる」ことを謳っており、月～金曜日に5限実施し、日中に学修時間が取れる学生が多

く受講している（日本大学 2024）。面接授業は実際の通信制大学で重視され、多様な形態で提供されているといえる。

3.4 で示した同時双方向型の形式で行われる教育活動は多くの大学で行われているが、例として放送大学の「ライブ Web 授業」を挙げる。Web 会議システムを利用した授業が行われ、面接授業のようなライブ感のある授業と、オンライン授業のような LMS を活用した学習を組み合わせている（放送大学 2024）。

また、3.1 や 3.3 で示すように面接授業には教員や学生間の交流による人間形成の効果が含まれる。これを補完するためと考えられる、学生同士の交流を目的とした通信制大学のオンライン上の場の提供も存在する。インターネット大学として設置されたサイバー大学の「サイバー大学公式コミュニティ」は在学生、卒業生や教職員が参加し、オンライン上で学内の交流が行われている（サイバー大学 2024）。他にも京都芸術大学の airU コミュニティは在学生、卒業生、教職員専用のソーシャル・ネットワーキング・サービスで、日常や学生生活のこと、展覧会・イベントの告知を投稿したり、投稿に関してコメントをし相互に交流することができる。学習会や趣味の集まりなどのコミュニティをつくることや、同じコースはもちろん、他コースの在学生・卒業生とも繋がりをもつことができる。（京都芸術大学 2024）。

また、田口ほか（2023：106）は、通信制大学において遠隔の学習者が滞りなく学習を進められることを目的とした教学支援・学生支援の体制として、調査した「すべての大学で、メールや電話、チャットボット等を活用した質問対応による教学支援が行われていた」ことを示した。情報通信技術を活用した学習支援を行う相談窓口は、滞りなく学習を進められることの他にも、オンラインでの学生と教職員のやり取りの機会となり、一部対面する機会の補完の役割も担っていると考えられる。

以上のように、制度上必須ではないが、オフライン、オンラインを含めて多様な取組が行われ、通信制大学は青年期の学生や社会人経験のない学生には直接対面することやそれを補完する教育活動を行ってきたと言えるだろう。

5. おわりに

通信制大学におけるメディア授業の制度化、通信制大学の「対面性」が検討された特区 832 全国展開をめぐる議論と通信制大学における直接対面する機会を与えるまたは補完する取組について調査し、現在の学生像を鑑みても問題ない制度の検討がなされてきたかを検討した。

通信制大学において、教職員や学生間で直接対面する唯一必須の機会であった面接授業は、2001 年 3 月の大学通信教育設置基準の改正により選択制となり、メディア授業によって代替可能となった。制度導入の経緯からは、メディア授業が面接授業のもつ人間形成に資する機会を代替できるようになったからではなく、生涯学習やグローバル化を理由に導入されていた。一貫して青年期の学生や社会人経験のない学生に対しては通信制においても直接対面する機会を与えることまたは補完することの必要性が示され、大学教育による人間形成が目指されていた。通信制大学はこのために、面接授業を多様な形式で行うこと、情報通信技術の活用による授業時間外の学習支援、同時双方向型のメディア授業の併用、オンライン上の場の提供等様々な取組を行っていた。このように審議の過程で主張されてきた青年期の学生や社会人経験のない学

生に対する人間形成を目指した直接対面する機会やそれを補完する取組は、各大学の善意によって実行されている一方で、法令や認証評価においては制限がない。各々の通信制大学が、近年の学生層の変化に鑑み、自主的に取組を行っているものの、いずれにしても選択制であることに変わりはない。若年層の学生割合が増える中で、各通信制大学における市場原理に頼るだけでは心許なく、現在の通信制大学の学生層に鑑み、若年層の学生の人間形成を支援するための直接対面する機会やそれを補完する教育活動を求める制度の検討が望まれる。一方で、多様な学生が在籍する通信制大学において、大学通信教育設置基準で規定する全学生を対象とする規制は馴染まない。認証評価等において求め、政策検討の上で示されていた青年期の学生や社会人経験のない学生に対する配慮を組み込む質保証制度における配慮が望まれる。

6. 参考文献

- 中央教育審議会大学分科会（2013a）大学分科会（第116回）配布資料 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業の全国展開について（検討結果）. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/_icsFiles/afildfile/2014/01/06/1342925_12.pdf（参照日 2024.09.01）
- 中央教育審議会大学分科会（2013b）大学分科会（第116回）配布資料 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業の全国展開について. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/_icsFiles/afildfile/2014/01/06/1342925_10.pdf（参照日 2024.09.01）
- 大学審議会（1997）「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（答申）. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315878.htm（参照日 2024.09.01）
- 大学審議会（1998）21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学（答申）. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315932.htm（参照日 2024.09.01）
- 大学審議会（2000）グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315960.htm（参照日 2024.09.01）
- 大学審議会マルチメディア教育部会（1997）マルチメディア教育部会における審議の概要—「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について—. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315867.htm（参照日 2024.09.01）
- 放送大学（2024）ライブ Web 授業のご案内 2024 年度第 2 学期版. <https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/anytime-anyone-can-learn-freely/interactive/doujisouhoukou.pdf>（参照日 2024.09.01）
- 石原朗子・小林建太郎・鈴木克夫（2016）大学通信教育のスクーリング実施の変化とその要因に関する考察：大規模文系大学 A 大学の事例をもとに. 佛教大学総合研究所共同研究成果

報告論文集，2：65-80.

京都芸術大学（2024）airU コミュニティ．<https://guide.air-u.kyoto-art.ac.jp/guide/9409>（参照日 2024.09.01）

マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方に関する懇談会（1996）マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方について（マルチメディアを活用した 21 世紀の高等教育の在り方に関する懇談会 報告）．https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/001/toushin/960701.htm（参照日 2024.09.01）

文部科学省（2007）大学設置基準などの一部を改正する省令等の施行について（通知）別添 2 文部科学省告示第 114 号．https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103/002.htm（参照日 2024.09.01）

文部科学省．学校基本調査 大学通信教育 年齢別職業別学生数（1979 年～）．政府統計の総合窓口．<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528>（参照日 2024.09.01）

文部省（1998a）大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について．大学資料，138：1-12.

文部省（1998b）大学設置基準の一部改正 Q&A．大学資料，138：13-15.

日本大学（2024）昼間スクーリング．<https://www.dld.nihon-u.ac.jp/learn/daytime/>（参照日 2024.09.01）

サイバー大学（2024）サイバー大学 Life．https://www.cyber-u.ac.jp/cu_life/index.html（参照日 2024.09.01）

清水康敬（2002）e-Learning を支える政策と今後の展望．情報処理，43（4）：1-6.

私立大学通信教育協会（1999）大学通信教育 50 周年記念 50 年の歩み—明日を目指す大学通信教育—. 日経印刷.

私立大学通信教育協会（2023a）2024 大学通信教育ガイド大学・短大編．https://www.uce.or.jp/ebook_uni2024/（参照日 2024.09.01）

私立大学通信教育協会（2023b）よくあるご質問．<https://www.uce.or.jp/faq/>（参照日 2024.09.01）

鈴木克夫（2020）遠隔授業の課題—制度の再構築を望む—. IDE 現代の高等教育，623：36-39.

田口真奈・澁川幸加・寺尾謙・鈴木克夫（2023）通信制大学の教育組織から考える授業の質保証．大学教育学会誌，45（2）：103-108.

山鹿貴史・古壕典洋・小暮克哉（2022）大学通信教育におけるスクーリングの類型に関する考察—望ましい学修支援専門職養成を見据えて—，八洲論叢，2：49-64.

吉田文（2005）政策主導による「遠隔授業」の制度化．吉田文・田口真奈（編著）模索される e ラーニング—事例と調査データにみる大学の未来—. 東信堂，pp. 5-19

（高等教育学コース 博士後期課程 2 回生）

（受稿 2024 年 9 月 1 日、改稿 2024 年 11 月 17 日、受理 2024 年 12 月 19 日）

通信制大学に直面する機会が必要か

ーメディア授業制度化をめぐる政策と通信制大学の取組からの一考察ー

梅川 紗綾

本稿は通信制大学のメディア授業制度化をめぐる政策と通信制大学の取組から、現在の学生像を鑑みても問題ない制度の検討がなされたかを考察した。技術の進歩によりメディア授業は面接授業と同等の教育効果を持つと考えられた一方で、青年期の学生や社会人経験のない学生の人間形成のためには直接対面する機会を与えることまたは補完することが重要であるとされ、それがメディア授業で可能であるとは言われていない。多様な学生を想定した生涯学習やグローバル化による単位互換の推進を背景に、通信制においても制度化されてきたが、青年期の学生や社会人経験のない学生の人間形成の機会をメディア授業のみで解決する策は示されていない。近年の学生像の変化に鑑み、各大学の自主的な取組は多く行われているものの、いずれにしても選択制である。現在の学生像に鑑みた質保証制度等による制度設計が望まれる。

Is Face-to-Face Interaction Necessary in Correspondence Universities? : An Examination of Policies Surrounding the Institutionalization of Media-Based Classes and the Efforts of Correspondence Universities

UMEKAWA Saya

This paper examines the policies surrounding the institutionalization of media-based education in correspondence universities and the universities' efforts to determine whether the system remains appropriate considering current student profiles. Advances in technology have made it possible to achieve educational effectiveness through media-based classes comparable to face-to-face classes. However, it was considered important to provide or supplement direct face-to-face opportunities for the character development of adolescent students and those without professional experience, and it was not claimed that this could be guaranteed by media-based classes. While media-based classes have been institutionalized in the context of lifelong learning for diverse students and the promotion of credit transfer amid globalization, no strategies have been proposed to address the character development opportunities for adolescent students and those without professional experience solely through media-based classes. Although many universities voluntarily supplement face-to-face interactions in consideration of recent changes in student profiles, these measures remain optional. Therefore, designing a quality assurance system and institutional framework taking into account the current student profiles is desirable.

キーワード：通信制大学、対面、メディア授業、面接授業、教育政策

Keywords: Correspondence University, Face-to-Face Interaction, Media-Based Classes, Face-to-Face Classes, Education Policy